15　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。

16　(1)㈡及び㈢並びに(2)㈡及び㈢について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

17　(1)㈡及び㈢並びに(2)㈡及び㈢について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、１日につき27単位を所定単位数に加算する。

(4)　療養食加算　23単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5)　緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

㈠　緊急時治療管理（１日につき）　500単位

注１　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

２　同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定する。

㈡　特定治療

医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第57条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

(7)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)　病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ　病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１	720単位
ⅱ　要介護２	828単位
ⅲ　要介護３	1,061単位
ⅳ　要介護４	1,161単位
ⅴ　要介護５	1,250単位

ｂ　病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１	829単位
ⅱ　要介護２	937単位
ⅲ　要介護３	1,170単位
ⅳ　要介護４	1,269単位
ⅴ　要介護５	1,359単位

㈡　病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

ａ　病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１	661単位
ⅱ　要介護２	768単位
ⅲ　要介護３	925単位
ⅳ　要介護４	1,078単位
ⅴ　要介護５	1,119単位

ｂ　病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１	770単位
ⅱ　要介護２	877単位
ⅲ　要介護３	1,034単位
ⅳ　要介護４	1,187単位
ⅴ　要介護５	1,228単位

㈢　病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

ａ　病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１	632単位
ⅱ　要介護２	741単位
ⅲ　要介護３	889単位
ⅳ　要介護４	1,043単位
ⅴ　要介護５	1,083単位

ｂ　病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１	741単位
ⅱ　要介護２	850単位
ⅲ　要介護３	998単位
ⅳ　要介護４	1,152単位
ⅴ　要介護５	1,192単位